

外形標準課税の適用対象法人の見直しについて

令和7年4月

令和6年度税制改正により、法人事業税の外形標準課税について、従来の外形標準課税の対象法人（資本金の額又は出資金の額が1億円を超えるもの）に加え、下記の法人が対象となります。

1 減資への対応（令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

(1) 対象法人

以下の要件をすべて満たす法人は、外形標準課税の対象となります。

- ・前事業年度が外形標準課税の対象法人
- ・事業年度末において、資本金の額又は出資金の額が1億円以下
- ・事業年度末において、払込資本の額（資本金+資本剰余金）が10億円超

企業会計上の貸借対照表

資本金〔現行基準1億円超〕	
資本剰余金	資本準備金
	その他資本剰余金

補充的な基準
〔資本金+資本剰余金〕
10億円超

(2) 経過措置

令和7年4月1日以後最初に開始する事業年度（以下「最初事業年度」という。）については、上記にかかわらず、以下の要件をすべて満たす法人は外形標準課税の対象となります。

- ・公布日（令和6年3月30日）を含む事業年度の前事業年度から、最初事業年度の前事業年度までのいずれかの事業年度が外形標準課税の対象法人
- ・最初事業年度末において、資本金の額又は出資金の額が1億円以下
- ・最初事業年度末において、払込資本の額（資本金+資本剰余金）が10億円超

※ただし、以下の要件をすべて満たす場合は、外形標準課税の対象となりません。

- ・公布日（令和6年3月30日）を含む事業年度の前事業年度が外形標準課税の対象法人
- ・公布日の前日（令和6年3月29日）において、資本金の額又は出資金の額が1億円以下
- ・公布日（令和6年3月30日）以後に終了した各事業年度において、外形標準課税の対象外

【経過措置の適用例】

（決算日：3月31日、事業年度末日の払込資本の額（資本金+資本剰余金）が10億円超の場合）

	公布日を含む事業年度の 前事業年度 (令和5年3月期)		公布日の前日 (令和6年3月29日)		公布日を含む事業年度 (令和6年3月期)		最初事業年度の 前事業年度 (令和7年3月期)		最初事業年度 (令和8年3月期)	
	資本金の額	判定	資本金の額	判定	資本金の額	判定	資本金の額	判定	資本金の額	判定
事例①	1億円超	外形	1億円超	-	1億円超	外形	1億円	非外形	1億円	外形
事例②	1億円超	外形	1億円超	-	1億円	非外形	1億円	非外形	1億円	外形
事例③	1億円超	外形	1億円	-	1億円	非外形	1億円	非外形	1億円	非外形
事例④	1億円	非外形	1億円	-	1億円	非外形	1億円	非外形	1億円	非外形

表中の各事業年度に記載のある「1億円超」「1億円」は、各事業年度末における資本金の額又は出資金の額を示しています。

2 100%子法人等への対応（令和8年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

(1) 対象法人

以下の要件をすべて満たす法人は、外形標準課税の対象となります。

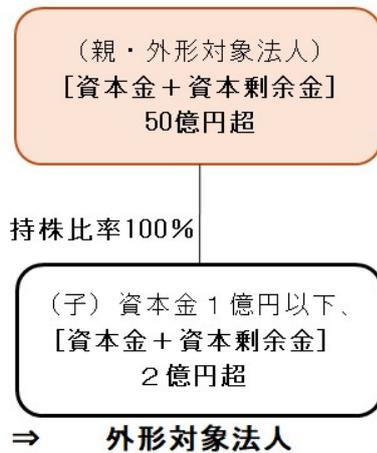
- ・ 所得等課税法人(注1)以外の法人で、事業年度末日において資本金の額又は出資金の額が1億円以下
- ・ 特定法人(注2)との間に当該特定法人による法人税法に規定する完全支配関係がある法人又は100%グループ内の複数の特定法人に発行済株式等の全部を保有されている法人
- ・ 事業年度末日において、払込資本の額（資本金+資本剰余金）（注3）が2億円超

(注1) 地方税法第72条の4第1項各号に掲げる法人、第72条の5第1項各号に掲げる法人、第72条の24の7第7項各号に掲げる法人、第4項に規定する人格のない社団等、第5項に規定するみなし課税法人、投資法人、特定目的会社並びに一般社団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

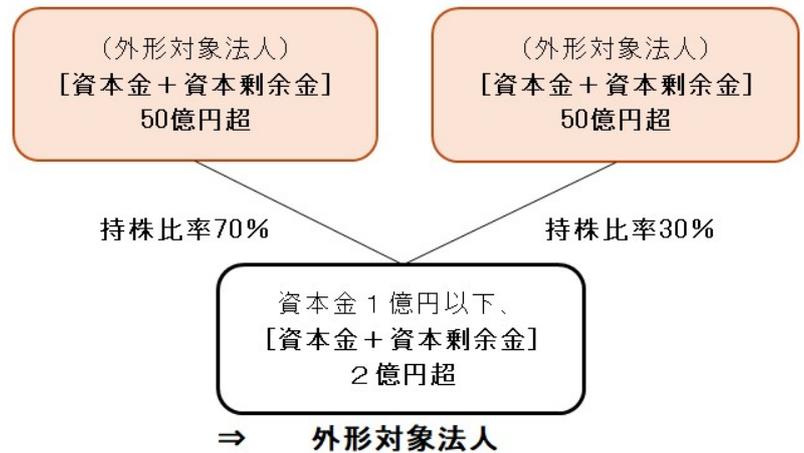
(注2) 払込資本の額が50億円を超える法人（地方税法第72条の2第1項第1号ロに掲げる法人を除く。）及び保険業法に規定する相互会社

(注3) 公布日（令和6年3月30日）以後に当該法人が行う一定の配当等により減少した払込資本の額を加算した額

(ケース1)



(ケース2)



特例措置

産業競争力強化法の改正法施行の日（令和6年9月2日）から令和9年3月31日までの間に特別事業再編計画に基づいて行われるM&Aにより100%子会社となった法人等については、上記にかかわらず、買収から5年経過する事業年度まで外形標準課税の対象外となります。

(2) 負担軽減措置

上記100%子法人等への対応により外形標準課税の対象となった法人が、従来の課税方式で計算した税額を超えることとなる場合は、次のとおり税負担が軽減されます。

事業年度	要件	法人事業税額からの控除額
令和8年4月1日から 令和9年3月31日までの間に 開始する事業年度	「令和8年度分基準法人事業税額」(注1)が 「比較法人事業税額」(注2)を超える場合	当該超える金額の3分の2に 相当する金額
令和9年4月1日から 令和10年3月31日までの間に 開始する事業年度	「令和9年度分基準法人事業税額」(注3)が 「比較法人事業税額」(注2)を超える場合	当該超える金額の3分の1に 相当する金額

(注1) 「令和8年度分基準法人事業税額」 令和8年4月1日から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度分の法人事業税について申告納付すべき法人事業税額（外形標準課税の対象法人としての税額）

(注2) 「比較法人事業税額」 当該法人を外形標準課税の対象外である法人とみなした場合に申告納付すべき法人事業税額

(注3) 「令和9年度分基準法人事業税額」 令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に開始する事業年度分の法人事業税について申告納付すべき法人事業税額（外形標準課税の対象法人としての税額）

3 法人事業税の中間申告義務判定について（令和7年4月1日以後に開始する事業年度から適用）

外形標準課税の対象法人は、法人税において中間申告義務のない法人であっても、原則、法人事業税及び特別法人事業税について中間申告の義務があります。

令和7年3月31日までに開始する事業年度においては、原則、当該事業年度開始の日（通算子法人である場合は通算親法人の事業年度開始の日）以後6か月を経過した日の前日において外形標準課税の対象である場合に中間申告の義務がありますが、令和7年4月1日以後に開始する事業年度においては、前事業年度について外形標準課税の対象である場合に、中間申告の義務があることとなりますのでご注意ください。